

この度、当学会選挙評議員に2名の欠員が生じました。当学会役員・評議員選任規定22条により、平成18年6月26日に、当学会幹事立会いのもと選挙管理委員長による、前回評議員選挙次点者の中からの抽選が行われ、下記の2名が選出されました。

なお、6月29日開催の評議員及び7月1日開催の総会で報告され承認されました

荻野 尚

宋 圭男

役員・評議員選任規定22条：選挙評議員に欠員を生じたときは、会長は、理事会の議を経て、評議員選挙における次点者を、選挙評議員として補充することができる。その任期は、前任者のそれを引き継ぐ。